東壁續記乾

特別
イ4
1919
668

門イ4
號 1919
卷 54
668

昭和十五年四月五日寄贈
市島謙吉氏

特
門 12
號 2568
卷 3

右八塙氏ガ任セテ摘出シタルモノニシテ其ノ一覽ニ備ヘンガ為メ覽ル人ヲシテ容易ニ取捨ハ勿論諸家ノ選擇ヲ乞フ為ノミ

木村正辭

市島謙吉 收

日本紀竟宴和歌　二卷　寫

本書ハ、鎌倉中書王眞跡本ヲ以テ契沖師ノ寫シ傳ヘタルヲ、平田篤胤秘藏セシモノナリ、譚注ニ岡本保孝ノ書入アリ、村田春海ノ説師説等ヲ載ス師説ハ即岡本ノ師清水濱臣ヲ云フ、

本書ハ別ニ刊行ノモノアレドモ此本ハ右ノ如キ傳來アルヲ以テ記ス

疑齋　一卷　寫

疑齋考證　一卷　寫

本書ハ塙検校ノ塾頭日下部勝皐ノ著ニシテ余ガ藏本ハ即チ作者自筆本ナリ本書ハ古語拾遺ヲ論シタルモノニテ但シ漢文ニテ記セルモノナリ其

説ハ從ヒカタキコトモ多カレトモ世ニ傳本アルコトヲ聞カズ故ニ傳ヘテ異聞ヲ博メンカ

神樂古本真字譜　一卷　写

本書ハ神樂歌ヲ真字ニテ記シタルモノニテ神樂歌ノ次第其曲ノ調子等ノコトヲ記シ又ハ裏書ノ文ヲ載セタリ樂章類語抄トハ別モノナラント思フ、

法花譯和集　五卷　写

本書ハ武州星野山實海ノ撰ニテ法花経諸品中ノ語ヲ題ニテ詠ミタル歌ヲ集メタルモノニテ一首毎ニ注譯アリ、

清石問答　一卷　写

本書ハ石川雅望問清水濱臣答ニテ難語ノ問答ナリ

顕昭古今和歌集註　四冊　写

本書ハ足本ノモノ甚タ少ク希ニ零本ヲ藏スルモノアリ伴信友諸家ノ所藏ニ依テ之ヲ收集シテ完本トナス其由詳ニ跋文ニアリ其文中ノ詞ニ朱ヲ以テ詞ノ上リ下リノ符號ヲ付ケタリ古本ノ傳来タル知ル可シ巻末書類從二百八十六ニ本書ノ序注ノミヲ載セタリ

扶桑略記校譌　一卷　写

校本扶桑略記ノ誤ヲ原本ニ依リテ狩谷棭齋翁ノ正シタルヲ其書入本ヨリ岡本保孝翁ノ鈔録シテ一冊トナシタルナリ扶桑略記ヲ讀マントスルモノハ必ス座右ニ備ヘ置クベキ書ナリ

塙検校林家ニ呈ヘタル書類　一冊　写

本書ハ有職古實等ニ付キ林大學頭ニ檢校ノ答ヘタル書ナリ、

禁中當時年中行事略記　一冊　写

本書ハ安永頃ノ禁中ノ行事ヲ記シタルモノナリ

武家年中行事　及衣服略記　一冊　写

本書ハ德川幕府ノ年中行事及ヒ衣服略記ナリ年月詳ナラズ

擬字造語抄　二冊　清水濱臣輯　写

本書ハ地名人名其他ノ種々ノ名詞ヲ其ノ文字ノ訓ノ儘ニ訓ミテ歌詞ニ用ヒタル類ヲ輯メテ其ノ歌ヲ出シ略注ヲ加ヘタルモノナリ

人名和歌抄上卷　一冊　清水濱臣輯　写

本書ハ上代ヨリ今代ニ至ル迄ノ有名ノ人々ノ名ヲ詠ミ入シタル歌ヲ集メタルモノナリ但シ大野廣城ノ序文ニ依ルニ下卷ハ逸シテ傳ハラサル由ナリ

漢故支和歌集　附二十四孝詩歌　写

本書ハ支那ノ人名ヲ題ニテ詠ミタル歌ヲ載セタリ毎條其本文ヲ歌ノ尤ニ掲ケタリ二十四孝詩歌ハ和漢朗詠ノ躰ニテ詩歌ヲ並ヘ載セタリ

本書原本ニハ弘文學書院及林氏藏書ノ朱印アリ又昌平坂學問所ノ黒印アリ

大江千里集　一冊　写

首ニ千里漢文序アリ歌ノ題ハ詩ノ句ヲ用ヒタリ春ノ部ノ題ニ咽霧山鶯啼尚少又鶯聲誘引赤花下等ノ如シ

本書ハ狩谷棭齋先生手澤本ニテ即チ自筆ノ書入アリ又卷首ニ青裳文庫ノ朱印アリ即棭翁ノ藏書印ナリ

後十輪院内大臣（中院通村卿）詠草　写

巻首ニ点添削者、右大臣實條公九点ノ験シ者、五十歳以後之秀逸トアリ　霞山文庫ノ朱印アリ　跋ニ門弟觀向居士ノ文アリ

○以下續羣書類從本之原本ナリ

安撰和歌集　闕本　写

末ニ實詮ノ享保十九年ノ跋文アリ、又寶暦十一年權僧正光国ノ跋ニ寛政八年海量ノ跋文アリテ本書ノ顛末ヲ記シタリ

規子内親王家歌合　天禄三年八月廿八日　写

男女房歌合　永延二年七月廿七日　写

越中守頼家朝臣家歌合　天喜元年八月　写

内裏後番歌合　承暦二年四月晦日　写

右四種合本

二種歌合　治承二年八月　写

右五種續羣書類從四百七號

古今集讀人不知考　写

撰集作者異同考　写

右二種續羣書類從四百五十三號

定家卿和歌式　写

愚見抄　写

隆源口傳　写

耕雲口傳　校本

右四種續羣書類從四百六十五號
以上類從本ノ原本ニテ當時刊行本ニハ他書ヲ收メタリト見エタリ余續類
從本ハ藏シ不申ニ付猶御比校ヲ乞フ

賜蘆書院儲藏志十卷　写

本書ハ逸見伊賀守正路氏ノ藏書目録ノ提要ニシテ目録學ニ益甚多シ

○續々羣書類從文部ノ編集ハ故加藤氏ニ托シ一旦ハ之ヲ北氏編集ノ目録ヲ撰ミ
もとへさんなるものなり

御ノ部ハ省カント欲スト雖ノ考フ後ツ●所在ニ内トアルハ内閣ノ早ハ早稲田圖書
館ノ帝國ハ帝國圖書館ヲ謂フ

書名	著者	冊數	刊寫	所在
後水尾天皇御製詩集		二	寫	内
後光明天皇御製詩集		一	寫	氏ハ杉楊村
惺窩先生集 御製序附キノ分	藤原		刊	内
常山文集 百十頁	徳川光圀	十	刊	内
莽蒼園貴稿	歸化人張斐	三	寫	早
元元唱和集	釋元政	一	刊	早
朱文恭遺事	林鵞峰			
尺五堂集	朱之瑜			
錦里先生集	永井昌三	二	寫	松平康國氏
木下貞幹		十二	刊	同上

以下ハ都合ヨリ省クモ可但五山ノ詩文ノ一班トシテ掲クルモ亦可ナランカ

護園遺編	物茂卿	五	寫	内
古學先生詩文集	伊藤維禎	七	刊	黒川嘉兵衛
大日本史贊藪	安積覺	三	刊	内
本朝三十六詩仙	石川四[illegible]	一		黒川氏
宮詞百首	後藤世鈞	一	刊	
日本樂府	頼襄	一	刊	
栗山遺文	柴野邦彦	未詳	寫	帝圖
栗山堂詩鈔	柴野邦彦	二	寫	牧野謙次郎
本朝一人一首	林恕	一		
日本文鈔 文政版	源世昭	三	刊	松平定信

上行二字分空

日本詩選 明和八年	江邨綬	五	刊	早
采風集	稲毛直道	三	刊	早
日本詩史	江邨綬	三	刊	早
明暗雙々集	釋宗彭澤庵	五	寫	帝圖
良寛子詩集		一	寫	同
一齋淨稿	佐藤坦	四	寫	早
岷峨集	釋雪村	二	刊	五山文学全書内
焦堅稿	釋絶海	二	刊	同上
五山僧詩集	林恕	一	寫	内
五山文編	輯	一		

○御達方万年記　是を幕府御達の日記と
し将軍外出のことを知るべき書な
り其方法定例のごとの何れも存ずる
事限なく学ばけど
○関船西国の法しる蔵石千石積の六輯
之止めしきあるべきまま海西を舞
石ゆ六十挺を自税するべき物と六
輯即ち六十挺の船者を拘めるべきの
自分の先人（只諸藩をもの）も同し設定
なる六十を紀念らんとなる積蔵石
十挺の編纂をもし凡を四輯即ち

四十挺の船者を輯めるべきの方法
なるべきと張んとなる此を編是
石十挺を真の輯ずるべき宜しく深
義の編纂を基ずるべし正直なる福輯
を張るべきかと知る後利なんと考へ正直
氏之共当後を及ひるべき正直なる三文
の好角骨好なるものを出すこと
ハ者なるべき快なる論さんなる（三月九
八月廿）
○事家教授の張者紀を注書る経を
の法を仰者なるべきを考へ

[illegible]

後鳥羽院

仁徳前司行長　建久二年　陰徳太平記ニハ北面平家作ト称ス

順徳院

葉室時長　酸鼠雑抄或平家奥書ニハ四巻ノ平家ヲ作ル　羅山野槌ニ元久八四十八年ノ条ニ記スベシト

憲曜法印　天地根元歴代図ニ十二巻ノ書ニ物ニ載ルトアリ

後堀河院

教授法印

教経将軍　夢物語　陰徳太平記ニハ櫻ノ中納言子息トアリ　桜中納言ハ成範ナルベシ　此人文治三年ニ五十三才ニテ亡ル　尊卑分脈ニアルハ吉時歟教　廿五歳トシテ建久二年ハ未六十ニ及ハス

後嵯峨院　行の誤ヒ

菅原為長　北雲日件録　尊卑分脈ニ寛元四年薨　年八十九トアリ

吉田資経　行　醍醐雑抄或本家奥書後嵯峨院御在位ノ時トアリ

深光

葉室時長

○[illegible]家物語を源平盛衰記と[illegible]
家を[illegible]盛衰記の[illegible]
[illegible]の中[illegible]の流[illegible]盛
衰記を[illegible]家物語を来鑑とをあてをれりとある
[illegible]也、改[illegible]源平と名づけたんば源氏の
[illegible]を[illegible]大度が早井の一段[illegible]東
鑑をとり[illegible]東国の事を詳[illegible]
[illegible]の[illegible]本の早井の[illegible]
んば、二[illegible]盛衰記の[illegible]
[illegible]といつり、[illegible]
[illegible]、[illegible]家の[illegible]

[illegible]家の誤を改め、疎略
[illegible]
[illegible]

○息距篇　未[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]と記す[illegible]
りと

○採輯諸国風土記
狩野望之自筆　半紙本
墨付五十七枚

森氏　弘前醫官澁江氏　岡氏日之藏
記アリ
表紙　標題ノ下ニ望之ノ二字ヲ記
ス其ニ狩谷棭斎筆
琳琅書目ハ京橋の近江岡氏の醫書を多く継
ひたるよし書換出す、琳琅書目ハ狩谷の
自筆にて本心附られし二十葉計りありける
しが時々見る時價十五円及び二十四円の時價
を見ることのありき、書目例の書ありける棭斎
ありが間々和文の抄録を交えたりし、名家の自
書珍親むべきものなり

○文苑先賢録　四冊　八巻　美濃家本
森東堤宮以下十六家一百九十五条を収む
編者　東條琴臺
第一巻の如ぬ琴臺自筆の序を載
す
五六、七八、の四巻琴臺手稿ノまし
家ニ稿を挿入す
此書も又岡氏の雜收存棭斎手澤本と舊同
時に獲たりし凡例をあますなる
一此編ハ校行ヲ未し書ヲ先輩の記載を
ぬきて編集せしものなさんとす白石傳

中之宮天満宮の楼門を建てるに於ては有益と保
て為事業なるべきものは此を除けば毒像
の位置なるも拘ん所為の奥面目を存ちん
うるなる此の如き此を
一北海を紀行せしき文函中のみなるあるを
の為人を行るを手もとしき高知なる人多
て剥奪したるものとなるべきなるを
上様の早晩為なるべきを是ハ既に何
集う市中の水を得のぐくるんど刷
除なる仏を除けば其撰の路と場の誤
人を除くるべきなり

本吉の大路を行る又琴基貝市の郡之
北個之事敢て不残可除五市
と弥京城に書きに附戦争して女下十数行故
刪除したるに此附戦争者の捨閲
指う捨閲の際の賊しなるべきを若者を
手指のまま捨閲を受けるべし
○指方仰し仰したる貝市の改貨中減(前
之大要を掲げるべきもの)ハえと河郡家
うあるべしの、宮郡家うるべきを為
の書を基とするの幾人の手の由しえう
軽しと書好清市之行きツイ二三年

前項の手紙に記し、書簡を紙の厚薄
して送ったものと思はれるが、終に三月
の手紙は、うんと寺田弘の流し
たものである。

○早稲田大学図書館文学科を卒業した
男子朝倉亀三（大阪人）という者、月給を
以て一生を終ると志したことは、何人も同
様に使いたいという希望を抱き合う方
も多いが、此の手紙を見ると、
まるでのうの古びたるし、今日の月給（八十二銭

一式亭旅記　一冊　自筆本

文化七年十月に文化八年正月三馬自筆の日記
高野の名所吹及自しの著作の為不用
り無い旅行記を紀行記録保存資料
旅を西へ入る路線し交友の状態著作の別
巡七記載やる路書也

一　松亭日記　一冊　自筆本

文化五年中に京都滞在の自筆の日記
を載せる）と記したものを存録

淺井の梗概、交友その活況考況のひきき為
作の節書きを記載す

一 華明茶話 一冊 平秩東作著 自筆稿本
蜀山人狂文自筆
江戸の風俗、狂歌、狂文に関する
随筆

一 物事覚記 二冊 高橋宣義著 自筆稿本
用捨箱の續き命名するべきものくさく
の考況随筆を集む

一 春夢集 三冊 完
江戸の風俗の裏面をあらはしたもの

一 我衣 十八冊 覚馬著 自筆本

遊廓千程を初めとん坊漫録等を採録せん
此十八冊中の部分を他に移写し稿了す

一 わすれ残り 二冊 探書会旧
写本

天保年間江戸の風俗 年中行事 流行唄
歌曲 狂言 芝居 周旋 市井の事を述べる随筆
也

一 華のまがき 二冊 劇作仙壽作著 写本
歌曲 狂言作者の逸話 風俗 劇界と関
する随筆

一 北峰旅稿 三冊 山崎美成著 写本

読書餘録のうちきこえ、くさ〳〵の雑記を集め

一 金杉り記 一冊 自筆本

一 幾利録 一冊

一 三養雑考 一冊

右三本三部いつれも山崎美成の自筆にて
行届き浅録なる也

一 国の記 一冊 伴未光玉著 写本

国学者に関する随筆也

一 新り記 二冊 奥沖一河閑梁著 写本

国学者に関する随筆也 国学者伝

記とハ如ン

一 萬象随筆七冊 素屋著 (三世風来山人) 自筆本

狂歌堪四風俗 其ほか変る随筆也

一 浪華漫筆 一冊 浪華人著 写本

浪花通に劇場風俗に関する浅録也

一 享和雑記 一冊 写本

享和年号江戸の風俗を叙するもの

一 乗庵閑話 一冊 写本

江戸風俗を変る随筆也

一 伝奇随筆 一冊 中山信名著 写本

国学歴史に関する随筆也

一 打ち草　四冊　[illegible]　写本

同　[illegible]　[illegible]　[illegible]

一 柳庵随筆　五冊　栗原信充著　写本

刊行本の柳庵随筆とは異文多く

[illegible]

一 足薪翁の記　二冊　柳亭種彦著

随筆也

一 守貞漫稿　四十一冊　喜田川守貞著　[illegible]

江戸の三都位の比較をして風俗[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]

べ[illegible]、[illegible]人[illegible]の和歌を[illegible]

[illegible]

[illegible]北溟雑稿の[illegible]花の[illegible]

部門の分類、考[illegible]の特徴[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 箱庵雑稿　一冊　五[illegible]自筆稿

[illegible]

[illegible]

一 海録　二十冊　山崎美成著　中川[illegible]

[illegible]

三[illegible]北中一郎[illegible]

[illegible]著者の事蹟ともつよへきこと[illegible]
考證の稿本なるべき稿本也 此後八十四
一 考證千典 十冊 村田了阿著 写本
くさくさの考證千典を蒐集せしもの也
一 かく世記の紀 二冊 石塚豆四著 写本
江戸名所図会、浅草寺、[illegible]
[illegible]地記の考證 凡例を考証
せるものも紀の稿一也
一 花術淺説 写 漢一冊 [illegible]著 写本
西村氏の花術淺説刊本の誤謬を抜摘し一々
考證しても所詮しるるもの也

一 下谷通志 一冊 山崎茂成著 自筆稿本
下谷の地記所々の考證 記事を抜書
考證せるもの
一 書説録 [illegible]著 写本
絵巻物の一般説を論ずる考説也

○北氏大宮本五注全部を特に得たれ、[illegible]
学を石渡[illegible]大内[illegible]大内[illegible]
事高が一[illegible]世の稿本[illegible]云々の説を[illegible]
[illegible]図書[illegible]の一稿[illegible]

事実のごとく和解を朝鮮へ書
を授けたりと云ふ事実なりとすれども、此
の大内家は住吉の大内家の本家なりしかの疑
あきらか似たりとも、寺田弘の話を少くも芸道
衛家の系を観しときは大内氏
あるしこれを主流とする大内家なる和歌道の
を以て推するに既に本朝の刺せんとする
て朝鮮へ書を送りしなりと云ふ、推するに大内家の
花鳥を江村宗牧に教へたりしも教
を生じたりしなん因て芸道の流を伝へ
用意を書物に朝鮮へ

東京帝国大学

多くして夜の明けるまで朝鮮式
にて

○八月廿三日 ことの国にて郷宗庵宗村
政義の馬場殿の事 八大傳を手に
入れることなんと 余の馬場の行方を得
ハと云ふ事なり ここに行き余を右衛
を生じ 得たりを去れども、宗村
平義の里見八大傳を他の少年共他の
行方を尋ね 従年
旅らも男氏取りしなりと云ふ 宗村の馬
場の自筆なりと云ふ 北の方

なりし曲亭馬琴の出来栄えも馬琴
の作意を踏襲せしこと甚しく想ふに
人に示す事を恥ぢたるなりしに何ぞ
突如当時の流行八犬伝を手離さん
とするなるべしや　其の論著干一の筆を
要するの出来なるが故なり　曲亭馬琴
これにつき文の書状を書送るに言はせ
其の結果として書送り来りし全部の作に
書き置く曲亭八犬伝は馬琴を去る五十
冊に及ばんとする頃には早稲田図書館
に之れを備へられ傍に印し人あれども

曲亭の著書を顧みず、是は早稲田
など云ふ名義にして実は文庫とし
群書全部を蔵し且つ早く図書館に
入りて之れを備ふる等なし、先づ自ら
之れを備へ来り図書館の用に供へ
勿論傍人に読ませしむるは安心あるべし
と群書類従を備へしに書物を読み別
まじ　そもそも図書館の盛んなるは済生にあり
抑々かゝる物の二つなき書物の備
入を識すとも定まる規限なし云々と是
稿本を見るに総計三十七冊のうち

第八輯　六冊

第九輯　三十一冊

第八輯は　第七十四回「牛」（ハルメ天ウシ、ムギ、ムクリ、ムクンチ）「牛」（ハルメ、ムクリ、ムクンチ）「順」、「辞」（ジ）、「受」（ジ）、「答恩銭」
日入如き事之也　第八十四回を終て天地
道の善悪を分ち　善くいつれも徳を全ふ代の中
を取り　しるしるも　拔元細密なる言葉者
きあり　挿絵も大分鄭寧に認めあり　各冊
の上に表紙を　自筆　脱
行の年月の拔　拔元等　しく記
あるも　第八輯　第一卷の上に表
紙に認めあるものを　左に　言葉　其の一

部を示さん歟

全拾冊曲亭主人著編
里見八犬傳第八輯
壹之巻ヨリ三十丁
上帙五冊　拔元
丁子屋平兵衛

本文書画二十二丁
文政二辛卯年冬十月廿日稿了
序自書画八丁
日三年壬辰春二月十日稿了
著作者　蒔木
業務　硯千
大売利　壽
市

各巻の挿絵表紙に記す所略如し　而して
輯第五冊の表紙裏に記す所左の如し
天保三壬辰年
春三月十日　脱稿了
附録三十五月廿四日追稿之

とあるを以て此の輯未だ冊の書ざりしなるを
知るべし
第九輯は三十六冊あれども完本のあるべからず、第一
巻をそしめあるべきこと論ずるを待たざるべし、上に表紙の格板内容も第八輯
と大体に於て異なるべきも唯此の輯の
上表紙のみ「江戸三組書肆行事改印」の
と刻せる大きさ四寸の書印を捺すべきなり
江戸三組書肆行事改印
此の印出さんとするものなることを示すべき
其の検査を得べし

内容は既に第十五巻（天保九戊亥年春三月十九日
行る）より第二十巻（天保十己亥年七月二日立秋後
四日行成）まで五冊八文字屋（）と掛て手を震る
いて捺えん概して各行きそうもあれども
行数乱れて定まらず挿画も自由
なり二十一巻より二十五巻（天保十年
月十日行る）より二十五巻（天保十二年
月廿二日行る）五巻を祝儀を兼ねて後発元
年を四年にしてより前巻のごとき印なるも
順序正しくなかるべきものなり愛文屋
の為を図し二行の誤りて完来るべき文字の

大小入り交りて揃はず不秩序にて古めかしきあるをえらみ
紙の古る色種々なり視めても見なし
是ならまた好まる兼大さなりしも自筆もわかれ書林
に認めあり赤井出来より以下に校正好めて画工の
画きかきたりと見ゆる所の絵を載せたる赤出
是の中ごろよりしるく翁も力竭きたりとみえ
えてこれよりも代筆を役し次ぎて九輯の赤
三十一巻より（第三十一巻の表紙裏に天
保十二辛丑年秋八月二十一日稿了　著作堂
口授稿となり
此の稿本は惣て美濃紙にて綴じ表紙打たり

あり代價は金五十円也　翁之視力を失ひて
後つとめて筆を取れる者なりの四五冊と此
の本稿中の白眉なり　恐らく一巻十円の價
あらん
此の稿本は　此の書を殊に
らんことを其けれ其の肉筆を把てる者
葛飾北斎遺愛之保存を期し請求して是等
北田書肆に滞えて須の早稲田の図書館に
保存すべきもの也
明治三十九年八月於四谷　吉田識

○異本軒と宋版經を法華軒佛教の
ゆゑ宋版の特色を挙ぐ曰く宋版き
ハ一行十七字法華二行を法華ゆゑ十七
字の数を一と数奪の表を富ゆ
ゑ八十六菩薩と云て奪き十七尊と云つ十
七の数を表を自合云ふ六の数
六数奪を自ゆ六大会を磯をゆゑ
ゆゑ也且つ云ふ十七の数七字
の偈を書くゆゑ五字の偈を書くゆゑ仮利
ゆゑ字字の奪上十七字ゆゑを得
ゆゑ現の所ゆゑ則ち七字の偈を書くし句

と句の間を隙地を存することゆゑ駿尾中間
ニ三字を設けゆゑを得ゆゑ偈○二句十四字と
云ふを合ふ云ふ云ゆゑ十七字ゆゑ又五字の
偈を書く場合ゆゑ第一句と第二句の間新
ニ第三句と第三句の間を一字つゝ活版
こざんは本文と別つて五字偈ゆゑことと
知らるゆゑ紙ハゆゑ七字の場合と異ゆゑ
而して此の隙地のあゆゑ二字と偈三
句の十五字を合ふゆゑ成ゆゑ十七字と
併紙金泥字既ゆゑの隙を加へ十七字法華
ゆゑこんぐ所ゆゑ宋版の特ゆゑ不以の

一現ぜつてえつへし

○佛教の梵唄は天竺の音を傳へ
て特に天台宗を傳へ和尚の製作
はを宗とし元の印度の梵唄の種
の種類の種を天台宗
三千院（魚山）に傳へ千餘年来
研究し記録し
い度さ一寸位の大さ六冊あるも
る佛教音楽の宝庫なるものなり
ある天台宗と共に北の移り
移りてゆくを

以後はいろんなものを其の中の何なる
論なく北の三千院の来るものはさらに
いことゝなるべし

3

○利生を出版した弘法大師記第の灌頂
記の開祖と第一に最流印傳教大師の名の
載りて居る全体最流を天台の傳教
なる者の灌頂を受け其の作法を載
つて居る仏教の最流を師を
座して弘法と傳教の為ることを
比較勿論最流弘法の孔子うんと

一入れ込のむすぶ弘法を川水の如く
でる後さるいのでは最澄をもとゝ薩埵
ばきりと教を受けたのである、弘法は元
つゝと宮の天物のうちある薩埵紀の
帰朝、弘法う帝をかつて和尚最澄の三
をを調べ比叡の山の湯殿や思ひをうゝ
最澄の例うもとゝ弘法を降服
したのであるが併し其の節を屈し薩
埵を受けて伝教の教義を聴くゝ熟中
した丈の心を以しの高きうゝ学徳を
表せさるを得ない、而る往後の方膳を

為ねもとゝ風流帳を印ち弘法の最澄
を異えた書膳ゝ薩埵紀、弘法の異義
うゝ傾倒ゝうゝ教界の
異味ゝ修歴を
ゝ

○阿字羅帳　梵字の秘宝と大切ゝ
阿の字の異義をあらはゝ
也

○村上雲路の義　阿婆婆鉢
塔の四義ゝ

○後年清楚軍法の版下三葉を得たり、其は
八熊鄭氏の筆なるの墨書の通ったる第節北斗の
下に係るものなるが二輯まで出て後中絶
したり、余の得たりしは第三輯の四葉一葉と同
様に三葉、第三輯の四葉は掲げらるべき口絵のみ版下なるが、飯能鄭氏
の手なるものなりしを一個所も見えず
の、口絵は第十頁、第三輯の第一葉の裏
三丁三の葉を四丁四丁二十四頁十
二丁の裏に挿入してある印刷は北斗堂
の作なるべし北斗堂は一枚の表

城を用ひたるかとも考へられ
此の三葉を出さるに因の傳を考へるの
必要である（九月四日記）

因に記す此の清楚軍法の文字は
ひらがな文字にて下手なるのみ也

○赤城藩紙と題する印書を得たり、これも
以前もとめたるものなるが、多分大傳備
前守冊封のこの時の民部米搭載を祖
井家保孝の創始したるものを印書としたる
ものなる、本来六葉の書なるが余の
得たるものは二葉のみ一冊刷出たる葉

以ての意匠十一年業平が書えれ有るが
載のごとく、その其の一部分を物す
故水府大傳備前守冊流大夫公事の節
取事氏業平檀題使一時能書細井知慎
等三人彫以印章五百有七十又七顆
謂以自娛余曰本城藤鉞蓋世篆籀
之學至于細井氏始開故其行事運刀
之際肖有活意可觀焉

○琉球に於ては大字の刻辭の古碑多き事
数凡そ千に上る、書体奇古観樣極め旅
大なるも惜しいかな、屢〻是れを且つ一旦悉を
焼る能はず、屢〻是れを且つ一旦悉を
焼るの久しきを経て破壊し、次第紛
亂米麦を汁内容を蔵する由なし溝
う、之れを不便とし須臾漢河に投
し四冊の帳とする地に於て彫刻次第
数ひ市街文章点検べし、仍て一の
閉を得を之れを後代に伝るの
を紀するなり其の云云句読の古

碑（即ち墓碑）建てらるるものの酷似せるを思ふ、されども未だ決する能はず、而して彼等査のごとく百を除くの他悉の墓の碑の取り去らるるの事実、接尾辞を云へば沖縄に焼ひ、家を造ゆる勾玉型の碑の墓を生じ焼へ接すること果して焼へしことなるべし此の碑本てるしを以つて警戒（接）を与へる状況を平ふことを三びあるべきの一定を指す、琉球関の書を焼ふときは例と共の多い考へは望翔閣

僧をして其の書を選ばしむ、而して此の碑
[illegible]
を稀世の珍とせんか或は他人の掠奪せらるるの憂ありとして之れを千年拓する
ものなれば未だ露顕せざるを日安如なるを得ず、即ち事を今日に於て
関する者、関を人数[illegible]
未だ言を関ふ（高）し書を関を沖の二回を
[illegible]
推考すると他の碑のお迎えを自為
碑とすることを沖縄に於て其の碑の方向配の

本を以て手測るに大いに劣れる傾の公に
廉なるを悔え且つ思へば果して言句既
の碑なりしかは是れ如何なる事なるも
傾なるこの、時恒平ヤリ換つたとて
明治十七年十二月投井忠直等の手を
経て既に碑を立つる記き先ず此の碑書の
来由を記すること左の如し

是の古碑本は明治十七年陸軍砲兵
大尉酒匂某か支那旅行中に於て購
求しゆくる者なり
古碑の在る所を洞溝と曰ふ、洞溝八路

緑江の上流九連城より凡八百餘里支那里程より即ち
此一里は我七町計なり以下皆同し
長サ十二三里、幅三四里の平地にして
中央に周囲五里餘の古城址あり、内に
一小家屋あるも懐仁縣の分衙にして城
外人家家とうの数なし、総て四五十戸
古石を今安嶺と曰ふ、朝鮮と一江を隔て
高山峻嶺満浦城に至る、此を数百の
古墳あり
神社の東方に山下に一大古墳あり恒軍
墳と曰ふ其大なること可し長さ廿一

現在地上に出ること一丈七尺ばかり
二階造り六人分の地下室あるを知
られと上階の石つを入れば内部二丈
四方にして其高サ一丈四尺、皆大石を以
て畳積す、其柱石及桁石は、一丈四尺
位にして三尺二寸の四角柱にて、此底
石の鏃隙にこれを投下すんば敵
利なりて後、如何なる其言を聞く者
日山城の一群、之を発掘せんと欲せ
も竟に其志を達する能はざりし
と云へり、碑石の側にも亦一大墳の壁

倒せんとするを一部を存し、其下方
に古磚あるを徴し地中に出づ、文廚
全部千を以人を多くして之を掘らしめ
十数個を得たり其一に云へり曰く
顧太王陵安如山固如岳と
皆石柱を地下に建て石を以て四畳積す土人
称して高麗墳と曰ふ
碑石の位置は人を以て碑を曰ふ
江を距る二里餘にして山脈に沿ひて
一小丘陵に在り土人云へり此碑石地中に埋
没すること久しく碑を掘る三尺餘にして表

始て積り現出し以て今の景況を考ふる一
昨年（高麗の言葉即我明治十五年）盛京將軍左氏恐
くは崇 二人四名を天津に召し之を掘
字せしむ
二人の天津に到るや更に碑傍を掘開す
こと四尺の深さに至り始て碑文の下部
を露す、蓋し於地面を四面に分り響
掘の着手に、既に石面四面に現はれ
始めて高麗の字を認めすと云ふ
又聞く紙を用ひて墨の日景を模
一一昨年に到り二通

を寄印せりと云ふ（倭地土人の言）
此碑永樂年の為めに建つる所にして始祖の事蹟
を叙し又日本の事及び、即ち左の三十
二字を載せ我邦と関係あるもの
百残新羅舊是属民由来朝貢而倭以来
卯年来渡海破百残□□新羅以為臣民
此の三十二字を為し横井氏の注解に曰く
拙訳左の如し
（百残）新羅と共に称する所の属民
四字疑はしく然れども従来の史乗に
百残の字を見ず残滅せる方言

東洋文庫

を還し送るとの事なり別の書なる点の故歟

（舊是屬民由来朝貢）支那朝鮮歴代の史乘を考るに百濟新羅の高句麗と臣屬し朝貢し送るを見る此は是れ自ら尊大なるの辭なん

（而倭以辛卯年来）支那の我邦を稱して倭と為せること山海經以来の事なり高句麗も亦甚誤を傳襲せしなん○辛卯年、唯干支を稱して年を曰はず

故に史乘として何の年なる詳なる能はん

とも此碑文前後に永樂五年の乙未あり後に六年丙申あるを以て考へれば是の辛卯も亦永樂の辛卯なるべし永樂の辛卯を即ち永樂元年とす、永樂紀八番の太元十六年なるも我仁德天皇御宇七十九年なる是歳倭國の事我が史乘及び韓漢の史冊共に見る不なる高句麗の所傳誤る所以なるべしの史氏其傳を失るのみか○梅澤記此碑文百殘新羅舊是屬民云々と云へは我兵の渡

海を隔て二国を臣民とするを以て辛卯の歳を以て如と為すべきも我兵の海を渡りて三韓を征しうるを実と仲哀天皇の九年庚辰を永朱元年辛卯を距ること凡そ一百九十一年の古なり（紀元八百六十年、後漢獻帝建安五年。○東四通鑑ニ曰ク是年ニ百廿七年前及七ヲ三十三年後の渡海を記ス、然ルモ是の庚辰の役を記セザル怪ムベシ）且東四通鑑ニ據ンハ倭侵ス羅ト云フヲ以テ是の庚辰ニ先キ凡ソ六年甲戌の歳（神功の天風元年我か兵仁

天皇の四十三年○永朱辛卯を距ること凡そ三百七十七年）以来、四回ハカリ倭侵ス羅（甲戌倭侵ス羅四年前の甲午義（仁天皇六十三年四月倭侵東辺○乙未四月大風東来、拔木発屋至多而止都人記言、倭兵大来、多殺山谷、○癸酉（景行天皇三年）新羅木出嶋）（漢永平十六年）十月倭侵

而シテ我文弟ニシテ之を載セ人之を安ンスルの共ニ文獻の未ダ足ラザルを以テ今日ニシテ其徵験を得難キ遺憾ナリトス

（破百済○○新羅以為臣民）新羅の上ニ云フの滅滅あるを以為臣民の四字ハ百済ニ係ルこと疑フ所なし然ルトキハ決シ難

けんと爲是爲民云々の文勢より見れば
二國共に我が臣服し來ること、之有り、從來彼
王の史乘（東國通鑑）に、海を渡り我が兵の侵寇を蒙
すと雖も彼が我の臣民となりしの一事
有りたる未だ聞ざる之を云いず或は人をして驚
ふ不可なるものか多是の傳文、其時代
其國人の手に成りしもの而も其文を見るに我が
古史と合せず、即ち千九百九十の數法たる
京師傳聞 年代の長久の疑を
古事記中巻 二十三 故備（明）如 教授
怒軍艘度幸之時 海原之魚 不問大

小悉負御船而渡、爾順風大起、御船從浪
故其御船之波瀾押騰新羅之國、既到半國
於是其國主畏懼奏言、自今以後隨天皇命
而爲御馬甘、每年隻船不乾舷、不乾舵
檝共與天地無退仕奉、故是以新羅國
者是御馬甘、百濟國者、是渡屯家、爾
以其御杖衝立新羅國主之門、即以鋒
以大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還
渡也
又按日本紀云、是所亨船之濟
と云ふ我が渡今此永稱三韓

絶期貢」と云ひしとあるのみにて是の碑文
ちなみに記入の時人えんまるをもんは左ち記の方
を信とすべし（此碑文のみにては四悪を謂
文なるうの嘆もあれども、我うちなる記しなる
高句麗の為の隠すべきの記なるべし
我うちなる記の傳あるべき碑文なる立碑
文も亦曲者との清を変くる夏なりと
謂ふべし）
終りに臨むに変え記しなるべきを余の得
た碑本の拓榻は代ひなる。拓本の来たる以頃
未だ信ずべき十七年ならず知る人の

土を拓うるに際し金碑を拓榻し得た経
を考えるに、余の得た碑本を其の
墨色の見合えるに高句麗の碑なる
ものなれども、碑文の字数五十字位
なるべきうつえるべきなるべし、トうレテ七十七年
以来のものと見えるべきことを出来ない果して
こんな十七年以前の拓榻を得ることを
が四尺の土の碑の親をまず埋めるい前
を拓しているものを得ないものなる
とえんが金を出すべきなるべし。或るえん
もう天下一名ひあるもの人のえるもの

三十九年九月八日之事

因ニ云ふ前年陸軍省ニ於テ得タル確ナル其
筆者ハ未タ明ニ為サス、博物館ニ於テ指ケル者
ハ吉田君ニ於テ明ニ之ヲ中井精作ノ筆ニ出ツルモノ
ニ

○田代亮介ノ話ニ曰ク、ある年ノ春ノ頃ニ
くの時ノ話ニ出ツル、金ヶ崎ノ往年椎
谷ノ沖ニ於テ岩礁ニ刻ミタル杭ノ流
来ルコトヲ聞シ出シタリ田代ノ云フ所ニ
ヨレバ杭ノ周囲ノ村々ニ於テ
ヨリ村ヲ田代ノ知ル所

ひとりとなり田代を此のまゝ捨てゝ置
ては済まぬと思ひ出して
又ちと云ふ訳で椎谷
の杭を一時此の杭を江戸へ持て来て
見ることの出来る方々の大名うちへ
と相見のうち多数の供奉をなんと
椎谷候を始め(此すべて)
えん椎谷候もひどく弱りとて一策を
案し一見を願ひ出て
相なりたる者ども此の杭を
野ヶ崎き盆の板
ひとりとなり
えんのうちを作り一見を

実否はしらねど、のちのあんばいは其よふな人道をして
らんを穿えて光ある玉を出しけるにて珠
宝の入日来を廻けれと云ふ事もある、像を
造しぬる家ところ村山く筆を備りし
勝らしき是つれしものもあきらしい陽揚
論之山興き甚も深くつてあるれの比
ぶりを失せて化為つなる事である、
筋る出家済る陥る相の見くなれの
を清ま併しもべきである事と同代を定
るなり語つれ

○木村正辞翁と語る　余問ふ狩谷棭斎と青

裳文字と刻する花印あり、其れ棭斎の號
乎、翁曰く青裳堂は我公の樹の號なれ、あ
の印を狩谷の家にこそ用ひける印なり、余問ふ
棭の字は漢字なるか、翁曰く之の日本に曰く
新撰字鏡にある字なりとて論音ある事あるあ
らず、棭斎をは子山のやとよむべきかなといふ恰も
余又棭斎はつきのやとよむ人のクワンサイと
よむに同じ
余問ふ翁をも丹鶴叢書の編纂に従ひしさん
それや、曰く少しく携りなりしのみなりて
近ごろの事に会し真もなくて廃絶する、余問ふ

あの書きあらはすが著者の奥ゆかしさ
[illegible]
[illegible]
て世の益を図ること出版せし也 金閣の冊数の全部を何人
困めるやはり原本の冊数あるべしとも
[illegible]人冊数と弱[illegible]著者のみ[illegible]
考うるべし
余閲の通原本日本紀をぬきうる書るべ
[illegible]
[illegible]

日本紀をすべてト部家の手を経たるあの
[illegible]ト部家を経さる分
ウブの書[illegible]この紀の書の物もひ紀書の異
[illegible]余閲の流布
書と異[illegible]ポッくあ[illegible]
流布[illegible]ことがあ
つて前[illegible]正[illegible]を脱ハしたる節
がある、[illegible]
[illegible]師説
もつてするのみ始めは[illegible]の一家でひあ
ることからう、[illegible]の解決を得る

これもみなそうなれど、自分の意に宗家の便なるが故なれ
ならざるからう請はるゝ人のまゝなりやう 余問の
所あるなれどあらんや若くは或は東京高
聴すべからん寛に継ぎてんと信はんとせんことを
を誤し東京高庭を仮して信する事件口頭
の上高聴に送達せしが高庭にて取り扱はずと認め
東流の役人交送し、しかるにこの書の表面を正
詳らかにせず後には之れを玉尾に送達せし或
ハ其の地方の学校に貸付け教科用とな
さんとするの激あるをも聞き 自分は其の書籍の
此頃を没収し絶えてのしかとは申さへし事

されば今日学校へ貸付けることも何ぞ此出
とあらしも玉尾へ申戻し返すといふを聴
うずれらくなるも東京高庭の聴するをちんぞ
○右軍蘭亭序定武本を以て上となす
永井繁太郎氏所蔵の蘭亭序定武本
ならむ之を昔自松雪翁の図を載す
また陳也 その作ル流の人陳衛山之
れを獲んと欲しも方繁太谷の諸氏
し也繁太谷許せん。已にあり峯本を上木
し也の際始ら去らし
註 十数部 ……

偶し叢谷一六日平家の本を得たりと甚だ
二六の記なり

康資王卿黎庶 高公使 紅葉餞集

多答須一本

終記

北原本日本指定の高商の本の解説
○古匂配碑本 紙に前文記載の其解説
を得て試みに書平細仮名新仮名 掲げる縮
本と對照せしに全く相違 得たる梅本の貴
べきを考えるに、特に縮本は比較すれば極
梅 飯記 たるに梅さんなるを以て
後人の剛拔なる家書 日の之れを完留る

つらの甚だ多し、甚だ惜しきは此の縮の
ものを云ひ、ときに殆しめ云ひ殆しめ云ひ
かるに五十年の昔の梅 前の梅
ことを云ひ、ものと謂へさる一のるが、要
縮本 山本本の文の仁本の文に比し縮
の文書 同梅本の文 仁本 同梅本の文 仁本
これ又 同梅本の文 仁本の文に比し
殆ど梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅
縮本 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文 寛文
内裏本の梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅 梅

真を摸写し得たらんには
続きあるべからず　然らば此の編者は宮内省官
を見るを得たるか　将た故ありて他の拓本を得て掲げたるか
拓本鈎摹のものを更に臨摸したるか、或
は更に比較研究を遂げたるものを加へたるか
余自ら昨年比余の得たる碑本の宮内省本に
比すれば摸拓古くして隨て文字完全の
拓少なき三行ばかり一二字づゝを欠く
国にては此の帖を上海に於て求む
上海にて摸せし碑の細目の上に於て
の通過を見るに……他の雑書と共に

吉林布に掘り出したるものなりと
又聞く明治十七年我陸軍武官が此の碑
の附近にて得たる磚瓦の刻字（好太王陵
安如山固如岳）を摸せる拓本は
和好すと寺田東保をしむけり、拓本
八明治十七年頃参謀本部の奉納
中なりしを以て（余も其本を得おけり）
なりしなり
（以上二件九月十二日記）

○廣文字會纂　八冊

此書は無花果の名文を選び出せし時代の能書
家うしめる所なり千歳文壺宇宙之美
言極海内之精八[illegible]美し書莊
の精巡上乗なるものの論法恍として
可き所を指守敬らも必ずく古作人
の時代法家の書を倣ふ[illegible]
く此書を新しく[illegible]金の湯
[illegible]本を最名一六四[illegible]迄の印あ
り又帳の標題[illegible]
○名流の書病[illegible]

東洋文庫

て挿画[illegible]
時味[illegible]
一軸のごとき書[illegible]中の文も殺伐深き
[illegible]きこう、[illegible]を松木のこと刷り
[illegible]を指同[illegible]
全摺なと数をいたし[illegible]
毛の[illegible]
光[illegible]脱木の[illegible]
[illegible]べ[illegible]
上の[illegible]
[illegible]

或

[illegible]の挿画

[illegible]の画[illegible]
[illegible]

校合摺

やようあうまんまるきのとく
紅を含めしるすくいすり　てら年
菓子は板やよういおちらん
中に衣くるしくまんまる形
出しうくくくなし
随分いろりふし版アすり
てく手摹しけのあかれ　あまり
あくまで嬢いよしきさくろ　つ付
菓子のはなし

うすきはなしか
印色きれいに見えて夜
此わけし

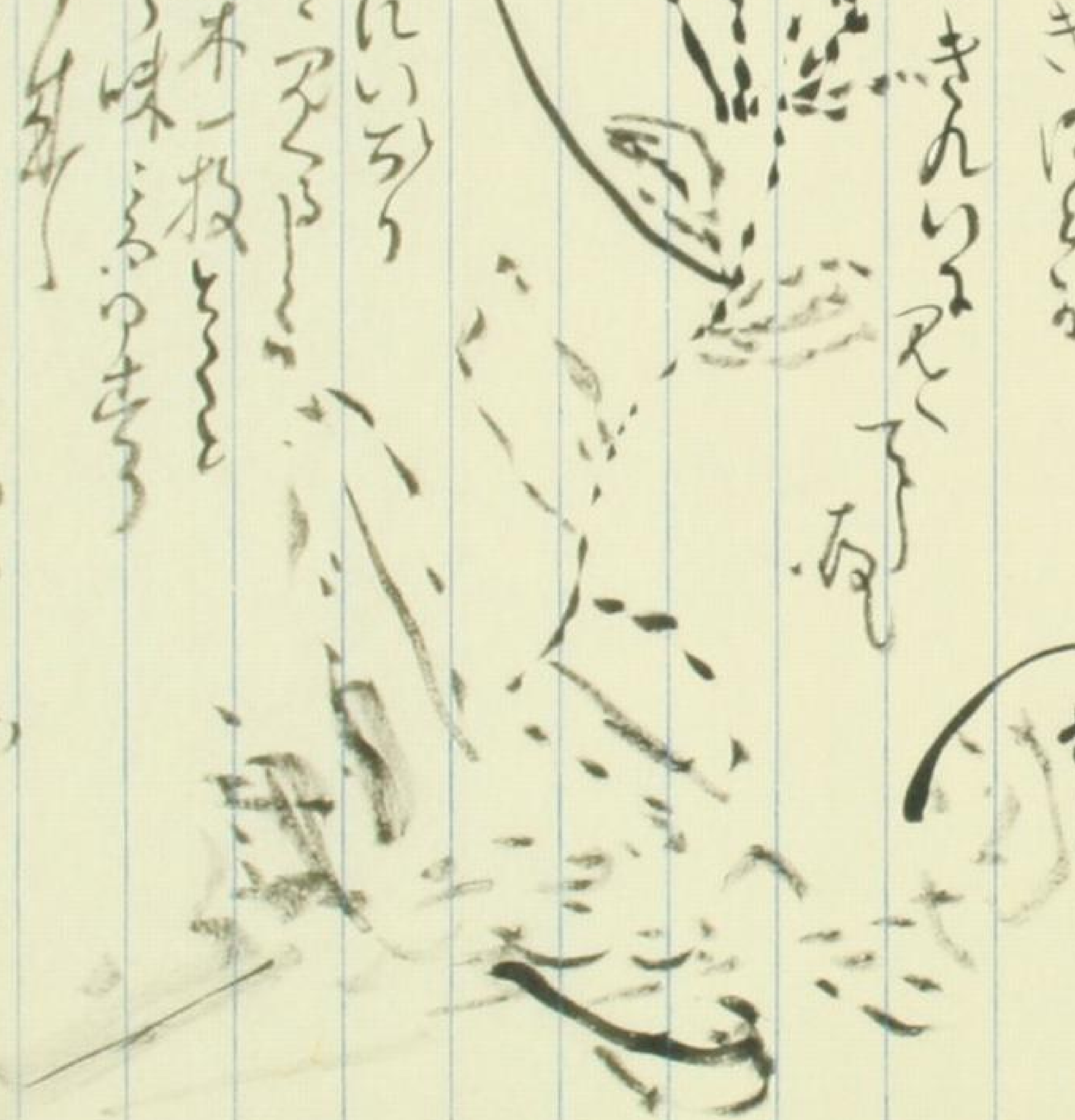

か摂れいおり
ときてんし
此板木一枚をとくと
ゆうぐ味らの亭
一くう筆
手も古あけまうたいすぎと

添翰

色紙枚木四枚あそばし枚下二枚
の儀ハ私染ニさし換の儀御頼
宗鑑様候て出来いたしまゐらせ候
出来いたし　且又　一枚
こなたよりも一こと遊はし候
御進上候てハ無理なく出しのこと多く
のみ
紅葉の枚いたされ候て頼よし
是の入ある方が宜しく候

其外の画もあまたあつめられ候
何かさいしきいきこう筆なの
きれいに見へてよし　花のゑ
ゑの中へ入れて二ツのものもてて
候

夜半翁

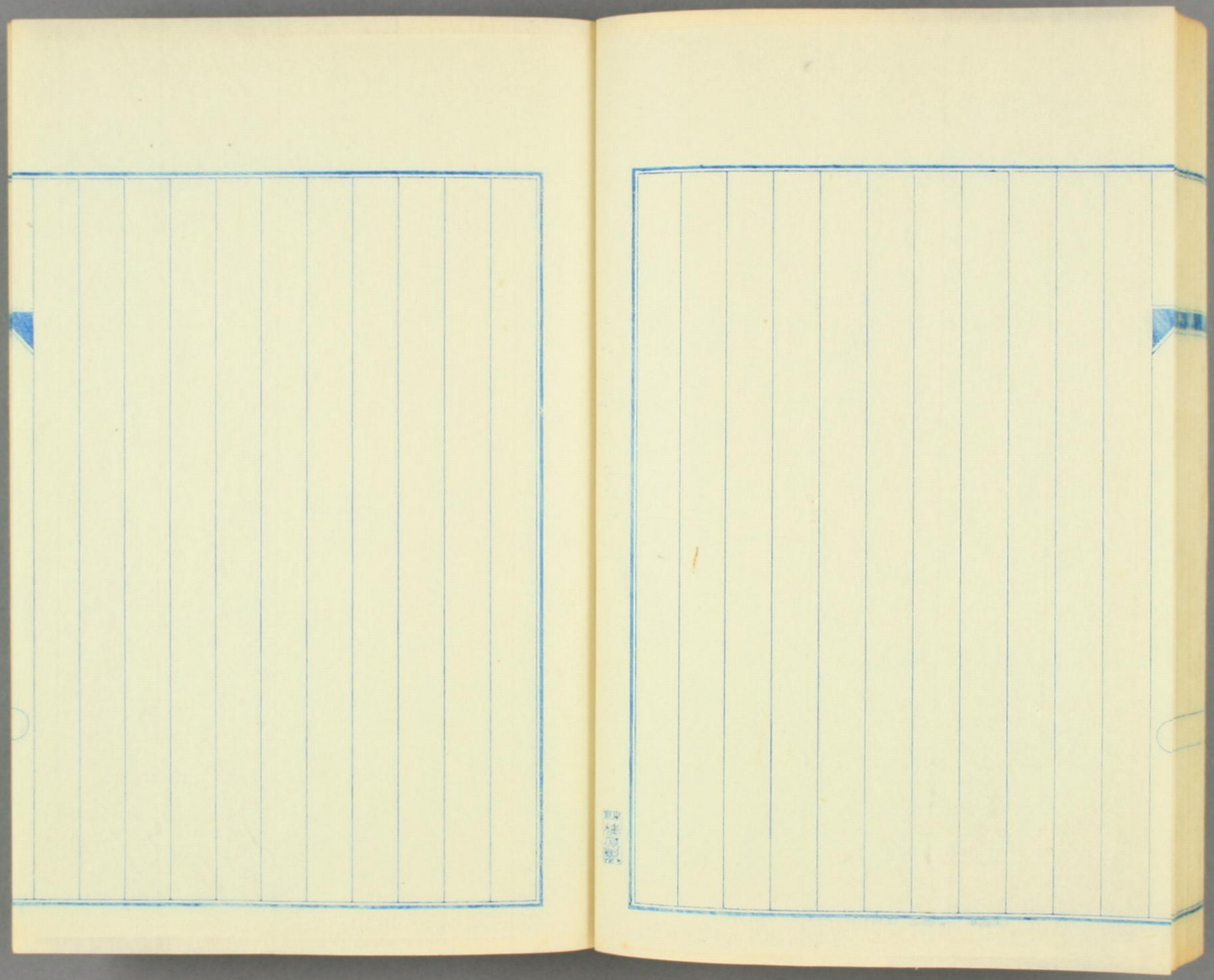

以下
4 丁
白紙

明治三十九年八月

上澤起書

十安性夫